

## はじめに

地球温暖化問題は、人間活動に伴って発生・増加する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球全体の地表及び大気の温度が上昇し、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

この問題に対処するため、1992年の国連環境開発会議において気候変動枠組条約が採択され、先進国の温室効果ガスの削減計画を示した京都議定書が1997年に採択、2005年に発効するなど、国際的な取組みが進められる中、日本においても、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が定められ、平成17年には「京都議定書目標達成計画」が策定されて、排出削減に向けた国内体制の整備がなされてきている。

本市においては、これまでもさまざまな行政改革の取組みを行ってきており、電力使用の抑制や燃料消費の削減、省エネルギー型設備への移行といった庁内の経費節減努力は、ひいては、本市事務事業に関わる温室効果ガス総排出量の削減に大きく寄与しているものと考えられる。

2008年からは京都議定書の目標達成期間が始まり、京都議定書目標達成計画の改定が行われるなど、地球温暖化防止に対するより一層強化された取組みが、全国的に進められようとしている中、本市においても、新たに地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制と地球環境保護の推進を図ることとする。

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

小松島市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成19年度とし、計画期間を平成21年度～平成25年度までの5年

間とする。目標年度については、平成 25 年度とする。なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本市が行う事務・事業のうち下記の部局が行う施設の運営、管理及び使用並びに事務の執行に関して適用する。

(対象部局) 市長部局（消防本部、会計課を含む）・議会事務局  
教育委員会・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局  
農業委員会事務局

※ 公営企業（水道部・運輸部）については、平成 21 年度以降に実行計画の策定について検討を行うこととする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となる 6 種類のガスのうち二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）の 4 種類とする。

パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、本市の事務事業と関わりが小さいため対象としない。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1. 基準年度の温室効果ガス排出量

本市の事務・事業における基準年度の温室効果ガス総排出量は、CO<sub>2</sub> に換算して、約 610 万 kg-CO<sub>2</sub> である。

（温室効果ガスの種類、排出源及び排出量の一覧を表 1 に示す。）

表1：小松島市の温室効果ガス排出状況（平成19年度）

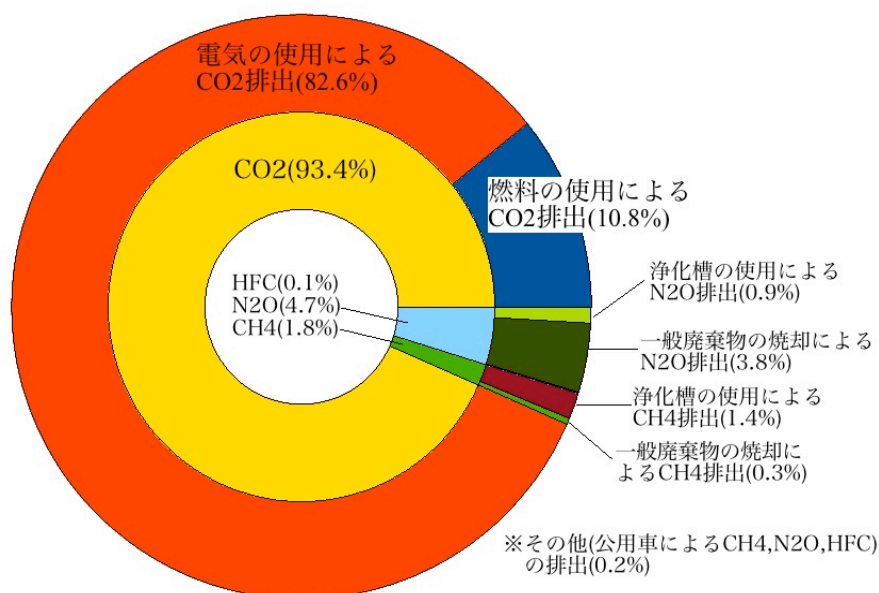
単位：kg-CO2

種類	排出源	排出量算定の為の調査項目	排出量（CO2換算）	
			排出源別（構成比）	ガスの種類別（構成比）
二酸化炭素（CO2）	公用車・ボイラー・発電機等における燃料の燃焼	ガソリン・灯油・軽油・A重油 LPガスの使用量	658,390（10.8%）	5,698,520 （93.4%）
	電気の使用	電気の使用量	5,040,130（82.6%）	
メタン（CH4）	公用車等の走行	公用車等の走行距離	110（0.0%）	109,644 （1.8%）
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量	21,350（0.3%）	
	浄化槽の使用	浄化槽の容量（人槽）	88,184（1.4%）	
一酸化二窒素（N2O）	公用車等の走行	公用車等の走行距離	4,102（0.1%）	289,916 （4.7%）
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量	233,743（3.8%）	
	浄化槽の使用	浄化槽の容量（人槽）	52,071（0.9%）	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンからの漏出等	公用車の台数	2,223（0.1%）	2,223 （0.1%）
<b>総排出量</b>			<b>6,100,303</b>	

## 2. 温室効果ガスの種類、排出源別の排出状況

基準年度である平成19年度の温室効果ガス排出量を種類別に見ると、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が全体の93.4%を占め、次いで一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）が4.7%、メタン（CH<sub>4</sub>）が1.8%となっている。

また、排出源別では、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の82.6%を占め、次いで燃料の使用による二酸化炭素の排出が10.8%、一般廃棄物の焼却による一酸化二窒素の排出が3.8%、浄化槽の使用によるメタンの排出が1.4%などとなっている。



(内側：ガスの種類別、外側：排出源別)

図1：温室効果ガスの種類、排出源別の排出量割合（平成19年度）

### 3. 削減目標

平成 19 年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量を、2.5%削減することを目指す。

区分	基準年度排出量 (平成 19 年度)	削減目標	目標年度排出量 (平成 25 年度)
温室効果 ガス排出量 (CO2 換算)	6,100,303 (kg-CO2)	2.5%	5,947,795 (kg-CO2)

#### (削減目標に対する考え方)

本市の平成 16 年度の温室効果ガス排出量を平成 19 年度の場合と同様に算出すると、総排出量で約 679 万 9 千 kg-CO2 である。これと平成 19 年度における総排出量約 610 万 kg-CO2 とを比較すると、3 ヶ年度で約 10%の減となっている。

本市においては、これまでも行政改革に関わるさまざまな取組みを行ってきており、特に平成 16 年度からの第三次小松島市行政改革や平成 18 年 1 月に策定した小松島市行政改革「集中改革プラン」では、各種事務事業の一層の効率化を掲げ、庁内の経費の節減についても全庁を挙げて取り組んできたところである。

経費の節減においては、昼休み時間の庁内消灯や「ノー残業デー」の実施等による電力使用の抑制や公用車等の適正管理・使用による燃料消費の削減の他、設備機器、OA 機器、IT 機器の省エネルギー型への移行を進めてきている。

その中でも、平成 18 年に実施した庁内空調機の整備事業においては、旧型の重油ボイラー式ヒーターと電力効率の悪い集中式冷房機を撤去し、夜間蓄熱式の省エネルギー型冷暖房施設に一新したことで、重油燃料消費の大幅な削減と冷暖房温度設定による電力使用の積極的管理が可能となり、ひいては、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与しているものと考えている。

今後は、電力、燃料等の使用について、なお一層の適正化を図ると共に、地球温暖化防止に関する職員の意識を高め、温室効果ガス排出抑制の為の取組みを進めることにより、計画期間内の削減目標達成に努力することとする。

### 第3章 温室効果ガス排出削減のための取組み

本市の事務事業の執行にあたっては、財やサービスの購入・使用、物品等の廃棄、施設の新設・維持管理について以下の項目に配慮し、温室効果ガスの排出削減に努めることとする。

#### 1. 温室効果ガスの排出抑制対策に直接的に資する取組み

##### a. エネルギー消費効率の高い電気製品の導入

- コピー機、パソコン、プリンタ等のOA機器、IT機器の新規購入、更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- 国際エネルギースター、環境物品等の調達の推進に関する基本方針、グリーン購入ネットワークガイドラインの基準に従った製品の購入に努める。

##### b. 電気使用量の抑制

- 照明機器の管理を行い、室内の状況に合わせて、照明点灯箇所や蛍光灯本数等を適切に設定する他、トイレ、会議室等の不使用時の消灯を徹底する。
- 事務機器の省エネ管理を行い、パソコン等機器の節電・待機モードへの切り替え設定を行う他、機器を計画的に使用し、不使用時には電源を切ることを励行する。
- 昼休みには室内を消灯する他、支障のない部署においては、パソコン等機器の電源を切ることを励行する。
- ノー残業デーの推進により、終業後の電力使用を控える他、退庁時には、支障のない機器のコンセントを抜き、待機電力の消費を抑える。
- 空調機器の管理を行い、外気温に合わせて適正に使用する他、窓、出入口の適切な開閉やカーテン、ブラインドの利用等により、空調効率の低下を防ぐ。
- 事務所内の室温は、夏期28℃以下、冬期17℃以上となるよう集中管理式空調機の温度設定を適切に管理し、併せてクールビズ、ウォームビズを奨励するなど、職員の執務環境確保と電気使用量の抑制に努める。
- 職員のエレベーター使用は、極力控え、階段の使用を励行する。

これらの実行により、**電気使用量を2.8%以上削減することを目標**とする。

##### c. 燃料使用量の抑制

- 公用車の適正な管理を行い、台数の見直しを行う他、更新時には燃費の良い軽自動車等への乗り換えを検討する。
- 公用車、作業車等の使用にあたっては、不要な荷物を載せたままにせず、暖

気運転を控えたり、アイドリングストップを徹底することにより、燃料使用を抑制する他、急発進・急加速を抑えて環境に配慮した運転を励行する。

- 近距離の場合には徒歩、自転車による移動を行う他、相乗りを励行するなど、移動距離や目的に応じた公用車の利用により、使用頻度、使用距離の抑制に努める。
- 各種施設の給湯器、ボイラー、冷暖房機器の効率的運用を図り、ガス、重油、灯油等燃料使用の削減に努める。

これらの実行により、**燃料使用量を2%以上削減することを目標**とする。

#### d. 省エネルギー設備の導入

- 今後の各種施設の建設整備にあたっては、自然光の積極的利用や断熱性能の高い建具等の利用を進める他、太陽光発電設備、インバータ制御機器、蓄熱式空調機器、深夜電力利用機器等の省エネルギー型設備機器の設置について検討する。

## 2. 温室効果ガスの排出抑制対策に間接的に資する取組

#### a. 古紙配合率の高い用紙類の使用等

- コピー用紙、封筒、帳票類、広報紙、トイレトペーパー等の庁内で使用される用紙類については、古紙配合率が高く、白色度の低いものを使用するよう努める。

#### b. 環境配慮型の文具・事務機器の購入

- ノート、封筒、バインダー等は、再生紙が使用されている製品の購入を進める他、紙以外のトナー、筆記用具等についても再生された製品の購入に努める。
- エコマーク、グリーンマーク等の対象製品や環境物品等の調達に関する基本方針に沿った製品の購入に努める。

#### c. 用紙類の使用量の削減と水の使用量の抑制

- 会議資料、事務資料の作成は、要点を抑えて簡素化すると共に、所属内の文書、資料の共有化や電子ファイル化により、職員手持ちの紙資料等を減らすよう努める。
- 庁内 LAN の回覧・掲示板機能、電子メール機能、ファイル管理機能等を利用して、事務連絡、文書配付のペーパーレス化を図る。
- 資料のコピー、プリンター出力は、両面印刷を基本とし、片面使用の文書についても廃棄後は、可能なかぎり未使用の裏面の再利用に努める。
- 印刷物、報告書等についてはページ数、部数を必要最小限に抑え、余部は作

らず、電子ファイル化して再印刷出来るようにするなど、用紙使用量の適正化を図る。

- トイレ、洗面所等での不要な水の開放しを止め、日常的な節水を励行する。

#### d. 用紙類の資源化・リサイクルの促進

- 庁内で廃棄する新聞、雑誌、段ボール、コピー済用紙等については各課で分別し、所定の場所に回収する。
- 廃棄文書についても可能なものについては、資源ゴミとして分別回収を行うよう努める。

### 3. その他の取組

#### a. 職員の環境意識の向上

- 地球温暖化のメカニズム、地球温暖化対策に関する世界的動向や国内の施策、公共団体や民間団体の活動、その他環境保護に関する研修会の実施や情報提供により、職員の環境問題に対する意識啓発を行うと共に、庁内の地球温暖化対策の実行意欲の向上を図る。
- 職員の徒歩、自転車通勤を奨励する他、日常生活における省エネルギー、資源節約、リサイクル等の活動を促す為の啓発活動、情報提供等を行う。

## 第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

「推進委員会」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

#### a. 推進委員会

市長、副市長、教育長、政策監並びに各部局長からなる推進委員会を組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

#### b. 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と連携し、計画の総合的な推進を図る。

### c. 事務局

事務局を市民環境部生活環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

## 2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進委員会」において年1回の点検評価を行う。

## 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、広報およびHP等により公表する。